

医療法が定める揭示事項

1. 開設者の氏名・・・下鶴 隆央 鹿児島市長
2. 管理者の氏名・・・坪内 博仁 病院長
3. 病院の所在地・・・鹿児島市上荒田町37番1号
4. 診療に従事する医師又は歯科医師の氏名
・・・正面玄関及び各診療科の窓口等に揭示
5. 受付時間、診療時間及び休診日
受付時間・・・初診 午前8時30分から午前11時まで
再診 午前8時30分から診療科ごとに定める時間まで
診療時間・・・午前8時30分から午後5時15分まで
休診日・・・土曜日、日曜日、祝日、年末年始

療養担当規則等に基づく厚生労働大臣が定める揭示事項

1. 当院は、厚生労働大臣が定める「入院基本料の施設基準等」による看護を行っている保険医療機関です。
2. 当院の一般病棟は、日勤・夜勤平均して看護職員1人あたりの受け持ち入院患者数は7人以内です。また、看護補助者も配置しています。
当院では、管理栄養士により管理された食事を適時、適温で提供しています。
(朝食8時、昼食12時、夕食18時)
3. 当病院では、患者の負担による付添看護は行っていません。
4. 当病院では、平成21年4月1日から入院診療費の算定にあたり、包括評価と出来高評価を組み合わせる「診断群分類別包括評価制度(DPC)」を適用しています。
※医療機関別係数 1.5969
(基礎係数:1.0708 機能評価係数Ⅰ:0.4146 機能評価係数Ⅱ:0.1115)
※DPCとは、診断群分類に基づく1日当たりの定額報酬算定制度で、入院期間中に医療資源を最も投入した「傷病名」と入院期間中に提供される手術、処置、化学療法などの「診療行為」の組み合わせにより、診断群分類が設定され、これに基づいて1日当たりの包括評価がなされ診療報酬が設定される制度です。
5. 九州厚生局鹿児島事務所長への届出事項は、次のとおりです。

基本診療料

- (1) 入院基本料 急性期一般入院料 1
- (2) 入院基本料等加算
 - ① 地域歯科診療支援病院歯科初診料
 - ② 歯科外来診療環境体制加算 2
 - ③ 歯科診療特別対応連携加算
 - ④ 一般病棟入院基本料
 - ⑤ 総合入院体制加算 2
 - ⑥ 救急医療管理加算
 - ⑦ 超急性期脳卒中加算
 - ⑧ 診療録管理体制加算 1
 - ⑨ 医師事務作業補助体制加算(15対1)
 - ⑩ 急性期看護補助体制加算(25対1、夜間100対1、夜間看護体制加算)
 - ⑪ 看護職員夜間配置加算(12対1)
 - ⑫ 療養環境加算
 - ⑬ 重症者等療養環境特別加算
 - ⑭ 無菌治療室管理加算 1
 - ⑮ 緩和ケア診療加算
 - ⑯ 栄養サポートチーム加算
 - ⑰ 医療安全対策加算 1(医療安全対策地域連携加算 1)
 - ⑱ 感染防止対策加算 1(感染防止対策地域連携加算・抗菌薬適正使用加算)
 - ⑲ 患者サポート体制充実加算
 - ⑳ 褥瘡ハイリスク患者ケア加算
 - ㉑ ハイリスク妊娠管理加算
 - ㉒ ハイリスク分娩管理加算
 - ㉓ 呼吸ケアチーム加算
 - ㉔ データ提出加算
 - ㉕ 入退院支援加算 1(地域連携診療計画加算・総合機能評価加算・入院時支援加算)
 - ㉖ 入退院支援加算 3
 - ㉗ 認知症ケア加算
 - ㉘ 精神疾患診療体制加算
 - ㉙ 地域医療体制確保加算
 - ㉚ 地域歯科診療支援病院入院加算
 - ㉛ 病棟薬剤業務実施加算 1・2
 - ㉜ せん妄ハイリスク患者ケア加算

(3) 特定入院料

- ① 救命救急入院料1(告示注3、告示注6)
- ② 特定集中治療室管理料2
(早期離床・リハビリテーション加算、小児加算)
- ③ 脳卒中ケアユニット入院医療管理料
- ④ 総合周産期特定集中治療室管理料(母体・胎児、新生児)
- ⑤ 新生児治療回復室入院医療管理料
- ⑥ 小児入院医療管理料1(プレイルーム加算)及び4

(4) その他

- ① 入院時食事療養(I)・入院時生活療養(I) 食堂加算を算定しています。
- ② 乳幼児感染予防策加算を算定しています。

特掲診療料

- (1) 歯科疾患管理料の注11に掲げる総合医療管理加算及び歯科治療時医療管理料
- (2) 心臓ペースメーカー指導管理料の注5に掲げる遠隔モニタリング加算
- (3) 糖尿病合併症管理料
- (4) がん性疼痛緩和指導管理料
- (5) がん患者指導管理料イ
- (6) がん患者指導管理料ロ
- (7) がん患者指導管理料ハ
- (8) がん患者指導管理料ニ
- (9) 外来緩和ケア管理料
- (10) 糖尿病透析予防指導管理料
- (11) 小児運動器疾患指導管理料
- (12) 乳腺炎重症化予防ケア・指導料
- (13) 婦人科特定疾患治療管理料
- (14) 外来放射線照射診療料
- (15) 開放型病院共同指導料
- (16) がん治療連携計画策定料
- (17) 肝炎インターフェロン治療計画料
- (18) ハイリスク妊産婦連携指導料1
- (19) 薬剤管理指導料
- (20) 医療機器安全管理料1
- (21) 医療機器安全管理料2
- (22) 医療機器安全管理料(歯科)
- (23) 歯科疾患在宅療養管理料の注4に掲げる在宅総合医療管理加算及び在宅患者歯科治療時医療管理料
- (24) 在宅経肛門的自己洗腸指導管理料
- (25) 持続血糖測定器加算(間歇注入シリンジポンプと連動する持続血糖測定器を用いる場合)及び皮下連続式グルコース測定
- (26) 遺伝学的検査
- (27) 精密触覚機能検査
- (28) BRCA1/2遺伝子検査
- (29) がんゲノムプロファイリング検査
- (30) 先天性代謝異常症検査
- (31) HPV核酸検出及びHPV核酸検出(簡易ジェノタイプ判定)
- (32) 検体検査管理加算(I)
- (33) 検体検査管理加算(IV)
- (34) 遺伝性腫瘍カウンセリング加算
- (35) 心臓カテーテル法による諸検査の血管内視鏡検査加算
- (36) 胎児心エコー法
- (37) 時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト
- (38) ヘッドアップティルト試験
- (39) 長期継続頭蓋内脳波検査
- (40) 単線維筋電図
- (41) 神経学的検査
- (42) 補聴器適合検査
- (43) 黄斑局所網膜電図
- (44) コンタクトレンズ検査料1
- (45) 小児食物アレルギー負荷検査
- (46) 内服・点滴誘発試験
- (47) 画像診断管理加算1
- (48) 画像診断管理加算2
- (49) ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影
- (50) CT撮影及びMRI撮影
- (51) 冠動脈CT撮影加算
- (52) 外傷全身CT加算
- (53) 心臓MRI撮影加算
- (54) 乳房MRI撮影加算
- (55) 小児鎮静下MRI撮影加算
- (56) 抗悪性腫瘍剤処方管理加算
- (57) 外来化学療法加算1
- (58) 連携充実加算
- (59) 無菌製剤処理料
- (60) 心大血管疾患リハビリテーション料(I)
- (61) 脳血管疾患等リハビリテーション料(I)
- (62) 運動器リハビリテーション料(I)

| | | | |
|-------|---|-------|--|
| (63) | 呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ) | (64) | がん患者リハビリテーション料 |
| (65) | 歯科口腔リハビリテーション料2 | (66) | レーザー機器加算 |
| (67) | 硬膜外自家血注入 | (68) | 人工腎臓 |
| (69) | 導入期加算1 | (70) | 透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算 |
| (71) | CAD/CAM冠 | (72) | センチネルリンパ節加算 |
| (73) | 皮膚移植術(死体) | (74) | 組織拡張器による再建手術(乳房(再建手術)の場合に限る。) |
| (75) | 椎間板内酵素注入療法 | (76) | 脳刺激装置植込術及び脳刺激装置交換術 |
| (77) | 脊髄刺激装置植込術及び脊髄刺激装置交換術 | (78) | 仙骨神経刺激装置植込術及び仙骨神経刺激装置交換術(過活動膀胱) |
| (79) | 緑内障手術(緑内障治療用インプラント挿入術(プレートのあるもの)) | (80) | 網膜再建術 |
| (81) | 人工内耳植込術、植込型骨導補聴器移植術及び植込型骨導補聴器交換術 | (82) | 内視鏡下鼻・副鼻腔手術V型(拡大副鼻腔手術) |
| (83) | 上顎骨形成術(骨移動を伴う場合に限る。)(歯科)、下顎骨形成術(骨移動を伴う場合に限る。)(歯科) | (84) | 乳腺腫瘍画像ガイド下吸引術(一連につき)(MRIによるもの) |
| (85) | 乳がんセンチネルリンパ節加算1及びセンチネルリンパ節生検(併用) | (86) | 乳がんセンチネルリンパ節加算2及びセンチネルリンパ節生検(単独) |
| (87) | ゲル充填人工乳房を用いた乳房再建術(乳房切除後) | (88) | 食道縫合術(穿孔、損傷)(内視鏡によるもの) 他 |
| (89) | 経皮的冠動脈形成術(特殊カテーテルによるもの) | (90) | ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術 |
| (91) | ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術(リードレスペースメーカー) | (92) | 植込型除細動器移植術(心筋リードを用いるもの)及び植込型除細動器交換術(心筋リードを用いるもの) |
| (93) | 植込型除細動器移植術(経静脈リードを用いるもの又は皮下植込型リードを用いるもの)、植込型除細動器交換術(その他のもの)及び経静脈電極除去術 | (94) | 両室ペーシング機能付き植込型除細動器移植術(心筋電極の場合)及び両室ペーシング機能付き植込型除細動器交換術(心筋電極の場合) |
| (95) | 両室ペーシング機能付き植込型除細動器移植術(経静脈電極の場合)及び両室ペーシング機能付き植込型除細動器交換術(経静脈電極の場合) | (96) | 大動脈バルーンポンピング法(IABP法) |
| (97) | 経皮的下肢動脈形成術 | (98) | 腹腔鏡下十二指腸局所切除術(内視鏡処置を併施するもの) |
| (99) | バルーン閉塞下逆行性経静脈的塞栓術 | (100) | 胆管悪性腫瘍手術(臍頭十二指腸切除及び肝切除(葉以上)を伴うものに限る。) |
| (101) | 腹腔鏡下肝切除術 | (102) | 腹腔鏡下膵腫瘍摘出術 |
| (103) | 腹腔鏡下膵体尾部腫瘍切除術 | (104) | 早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術 |
| (105) | 腹腔鏡下腎盂形成手術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合) | (106) | 体外衝撃波腎・尿管結石破砕術 |
| (107) | 腹腔鏡下腎悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの) | (108) | 膀胱水圧拡張術 |
| (109) | 腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合) | (110) | 腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術 |
| (111) | 人工尿道括約筋植込・置換術 | (112) | 腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術 |
| (113) | 腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術(内視鏡手術用支援機器を用いるもの) | (114) | 腹腔鏡下仙骨腔固定術 |
| (115) | 腹腔鏡下仙骨腔固定術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合) | (116) | 腹腔鏡下腔式子宮全摘術(内視鏡手術用支援機器を用いる場合) |
| (117) | 腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術(子宮体がんに対して内視鏡手術用支援機器を用いる場合) | (118) | 腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術(子宮体がんに限る。) |
| (119) | 腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術(子宮頸がんに限る。) | (120) | 内視鏡的胎盤吻合血管レーザー焼灼術 |
| (121) | 胎児胸腔・羊水腔シャント術 | (122) | 胎児輸血術 |
| (123) | 医科点数表第2章第10部手術の通則の16に掲げる手術 | (124) | 輸血管理料Ⅰ |

- | | |
|-------------------------|-------------------------|
| (125) 輸血適正使用加算 | (126) 人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算 |
| (127) 麻酔管理料(Ⅰ) | (128) 麻酔管理料(Ⅱ) |
| (129) 放射線治療専任加算 | (130) 外来放射線治療加算 |
| (131) 高エネルギー放射線治療 | (132) 画像誘導放射線治療(IGRT) |
| (133) 定位放射線治療 | (134) 画像誘導密封小線源治療加算 |
| (135) 保険医療機関間の連携による病理診断 | (136) 病理診断管理加算1 |
| (137) 悪性腫瘍病理組織標本加算 | (138) クラウン・ブリッジ維持管理料 |
| (139) 酸素単価 | |

・水素ガス吸入療法・心停止後症候群

院外における心停止後に院外又は救急外来において自己心拍が再開し、かつ、心原性心停止が推定されるものに限る。

・遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤静脈内投与療法

医科点数表第2章第10部手術の通則第5号及び第6号(歯科点数表第2章第9部手術通則第4号を含む。)

に掲げる手術

| | |
|---|--|
| <p>[区分1に分類される手術]</p> <p>ア 頭蓋内腫瘍摘出術 等</p> <p>イ 黄斑下手術 等</p> <p>ウ 鼓室形成手術 等</p> <p>エ 肺悪性腫瘍手術 等</p> <p>オ 経皮的カテーテル心筋焼灼術、肺静脈隔離術</p> | <p>[区分2に分類される手術]</p> <p>ア 靭帯断裂形成手術 等</p> <p>イ 水頭症手術 等</p> <p>ウ 鼻副鼻腔悪性腫瘍手術 等</p> <p>エ 尿道形成手術 等</p> <p>オ 角膜移植術</p> <p>カ 肝切除術 等</p> <p>キ 子宮附属器悪性腫瘍手術 等</p> |
| <p>[区分3に分類される手術]</p> <p>ア 上顎骨形成術 等</p> <p>イ 上顎骨悪性腫瘍手術 等</p> <p>ウ バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)</p> <p>エ 母指化手術 等</p> <p>オ 内反足手術 等</p> <p>カ 食道切除再建術 等</p> <p>キ 同種死体腎移植術 等</p> | <p>[区分4に分類される手術]</p> <p>[その他の区分に分類される手術]</p> <p>ア 人工関節置換術</p> <p>イ 乳児外科施設基準対象手術</p> <p>ウ ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術</p> <p>エ 冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む)及び体外循環を要する手術</p> <p>オ 経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術</p> |

6. 当病院において、令和3年1月～令和3年12月に行われた手術の実施件数は下表のとおりです。

| | | |
|-----------------|----------------------|------|
| (1) 区分1に分類される手術 | | |
| ア | 頭蓋内腫瘍摘出術 等 | 91件 |
| イ | 黄斑下手術 等 | 385件 |
| ウ | 鼓室形成手術 等 | 9件 |
| エ | 肺悪性腫瘍手術 等 | 137件 |
| オ | 経皮的カテーテル心筋焼灼術、肺静脈隔離術 | 76件 |
| (2) 区分2に分類される手術 | | |
| ア | 靭帯断裂形成手術 等 | 7件 |
| イ | 水頭症手術 等 | 103件 |
| ウ | 鼻副鼻腔悪性腫瘍手術 等 | 0件 |
| エ | 尿道形成手術 等 | 7件 |
| オ | 角膜移植術 等 | 0件 |
| カ | 肝切除術 等 | 50件 |
| キ | 子宮附属器悪性腫瘍手術 等 | 36件 |
| (3) 区分3に分類される手術 | | |
| ア | 上顎骨形成術 等 | 4件 |
| イ | 上顎骨悪性腫瘍手術 等 | 12件 |
| ウ | バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉) | 0件 |

| | | |
|--------------------|--|------|
| エ | 母指化手術 等 | 5件 |
| オ | 内反足手術 等 | 8件 |
| カ | 食道切除再建術 等 | 4件 |
| キ | 同種死体腎移植術 等 | 0件 |
| (4) 区分4に分類される手術 | | 813件 |
| (5) その他の区分に分類される手術 | | |
| ア | 人工関節置換術 | 29件 |
| イ | 乳児外科施設基準対象手術 | 3件 |
| ウ | ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術 | 74件 |
| エ | 冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む。)及び体外循環を要する手術 | 94件 |
| オ | 経皮的冠動脈形成術 | 39件 |
| | 急性心筋梗塞に対するもの | 4件 |
| | 不安定狭心症に対するもの | 5件 |
| | その他のもの | 30件 |
| | 経皮的冠動脈粥腫切除術 | 0件 |
| | 経皮的冠動脈ステント留置術 | 208件 |
| | 急性心筋梗塞に対するもの | 43件 |
| | 不安定狭心症に対するもの | 29件 |
| | その他のもの | 136件 |

7. 特別療養環境室使用料については、1日につき次のとおりとなっています。

| 種類 | 料金(税込) | 床面積(m ²) | 部屋番号 | 設備 |
|--------|----------|------------------------|---|----------------------------------|
| 特別室(A) | 22,000 円 | 約 33.88 m ² | 751 | シャワー、 トイレ、 応接セット ミニキッチン |
| 特別室(B) | 13,200 円 | 約 16.51 m ² | 553、601、651、701、 801 | シャワー、 トイレ、 応接セット ミニキッチン |
| 個室(A) | 8,800 円 | 約 13.71 m ² | 410～412、460～463、465、501、502、 518～520、555～557、602、603、605、 606、652、653、655、656、702、703、 705、706、752、753、755、802、803、 805、858 | シャワー、トイレ |
| 個室(B) | 6,600 円 | 約 14.23 m ² | 512、513、515、516、618、668、669、 767、768、817 | トイレ |
| LDR | 13,200 円 | 約 17.31 m ² | LDR1、LDR2 | シャワー、トイレ |
| 準個室 | 1,100 円 | 約 8.60 m ² | 401、459、507、509～511、517 567、568、615、616、665、666 715、716、763、765、813、815 859、860 | |

8. 当病院の病衣の着用については、1日につき55円(税込)となっています。

9. 当病院において、令和3年1月～令和3年12月に行われた分娩件数は、下表のとおりです。

| | 分娩件数 |
|----|------|
| 病院 | 748件 |

配置医師数5名以上 配置助産師数5名以上

令和4年2月1日現在